

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程

確定申告の時期が近づいてきました。本年は下記の日程で受付します。間近になってあわてないように、今から必要書類・帳簿を整理しておきましょう。

休日申告受付日(2月25日(日))を設けております。勤務などで平日の来場が難しい方は、この日にご来場ください。

※その他、詳細については2月号に掲載します。

受付日	8:30~11:30	13:00~16:00	受付会場
2月16日(金)	西友枝(1区・2区)	西友枝(3区・4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
19日(月)	東上(1区・2区)	東上(3区・4区)	
20日(火)	東下西	東下東	
21日(水)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(木)	土佐井(下田井)	申告未済の方(友枝地区対象)	
25日(日)	休日申告受付日(全地区対象)		上毛町役場 (2階 大会議室)
26日(月)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・葉丸)	
27日(火)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
28日(水)	下唐原東区	下唐原西1区	
29日(木)	下唐原西2区	申告未済の方(唐原地区対象)	
3月1日(金)	矢方・緒方	成恒下	
4日(月)	成恒上	安雲西	
5日(火)	安雲東	尻高下ノ上・下ノ下	
6日(水)	尻高上・中	大ノ瀬	
7日(木)	ハツ並	申告未済の方(西吉富地区対象)	
8日(金)	中村	吉岡	
11日(月)	宇野松本	宇野西区	
12日(火)	宇野東区	宇野垂水	
13日(水)	垂水上区	垂水中区	
14日(木)	垂水下区	申告未済の方(南吉富地区対象)	
15日(金)	申告未済の方(全地区対象)		

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

行橋税務署からのお知らせ ～税務署での令和5年分の確定申告相談について～

- 会場 行橋税務署 別館(行橋市門樋町1-1)
- 期間 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)※土・日・祝は休み
- 受付 8:30～16:00(相談は9:00から開始)
※会場への入場には、「入場整理券」が必要です。
- 入場方法 入場整理券(LINE事前発行または当日配付)が必要です。

入場整理券のLINE事前発行

- ① 国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」
- ② トーク画面メニューの「相談を申し込む」から事前発行



自宅で確定申告ができます!



●問い合わせ先 確定申告テレホンセンター TEL 0930-23-0580(自動音声案内に従って、「0」を選択してください)

「〇〇ペイで返金します」に注意! 詐欺を疑って! Pay



事例



腕時計をネットで注文した。振り込み先が、外国人と思われる個人名義の口座だったので少し警戒したが、代金を振り込んだ。その後、サイト事業者から「腕時計が欠品になったので、代替品に変更するか、返金するかを選んでください。」と連絡があり、返金を希望したところ、キャッシュレス決済で返金と言われた。その後、SNSにて「入金の手続きを試みたができなかったため、今度は銀行のアプリをダウンロードしてください。」と指示された。画面共有アプリでキャッシュレス決済に紐づいている通帳を共有され、言われたとおりにスマホ操作したところ、勝手に他銀行に送金され、100万円を奪われてしまった。

アドバイス



- 商品の代金を銀行振込しているにも関わらず、キャッシュレス決済で返金を行うのは極めて不自然です。
→「〇〇ペイで返金します」と言われたら、詐欺を疑ってください。
 - 相手の指示に従って操作した場合でも、本人が操作している場合、キャッシュレス決済サービス会社から支払ってしまった金額を返してもらうことは困難です。
→悪意のある業者にスマホを操作されると、さまざまな被害が発生する可能性があります。画面共有アプリなどの安易な利用は避けましょう。
- 相手の指示に従ってスマホ操作をせず、最寄りの消費生活相談窓口や警察などに相談してください。

●問い合わせ先 企画開発課 開発交流係 TEL 72-3112(内線127)
※消費者トラブルに関する相談 吉富・上毛消費生活相談窓口(毎週火・金曜日) TEL 33-7052
※お急ぎの場合 福岡県消費生活センター TEL 092-632-0999

20歳から国民年金の加入手続きをしましょう

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者(加入者)となります。20歳になった方には、厚生年金保険に加入している方などを除き、日本年金機構から、「基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」などと併せて、保険料の学生納付特例制度及び免除・納付猶予制度の申請書、返信用封筒が送付されます。公的年金制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、学生納付特例制度などの必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がありますので、注意しましょう。なお、基礎年金番号通知書は、加入する年金制度の変更手続きや年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。



●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)
小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873